

# スクールソーシャルワーカー（SSW）便り

令和4年7月（発行は不定期です）

## スクールカウンセラー（SC）と スクールソーシャルワーカー（SSW）の違いって？

・・・・・・・・・・ 法的な位置づけは（学校教育法施行規則） ・・・・・・・・・・

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

（幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用）

### ★スクールカウンセラー（SC）は・・・・・・・・

カウンセリング（子どもの心のケア）を通して子どもの気持ちに寄り添い、いじめや不登校など学校を取り巻くさまざまな問題の解決を図るために活動します。



### ★スクールソーシャルワーカー（SSW）は・・・・・・・・

ソーシャルワーク（子どもが置かれた環境への働きかけ）を通して子どもに寄り添い、子どもを取り巻く家庭環境や生活環境、友人関係などが望ましい状態になるよう問題の解決を図るために活動します。

～～～ 子どもは不安や心配があって当たり前です ～～～

必要があれば、SCや医療、福祉的支援につなげることもできます。

- ・学校へ行けなくて
- ・発達のことが気になって
- ・経済的に厳しくて

小中学生、保護者、教職員の皆様、  
まずはお話を聞かせていただけますか。

- ・自信がなくて
- ・友だちとうまくいかなくて

\*\*\*\*\*

スクールソーシャルワーカー（SSW） 鈴木正美

【連絡先】 寄居町教育サポートセンター Tel 048-580-2052

火曜日・木曜日 午前9時～午後4時